

# 「埼玉県性の多様性に係る理解増進に関する条例(仮称)」の骨子案に対する意見の募集について

「埼玉県性の多様性に係る理解増進に関する条例(仮称)」の策定にあたり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記の通り県民コメントを募集いたします。

## 記

### 1 ご意見の募集期間

令和4年4月1日(金)～令和4年5月2日(月)

### 2 ご意見の提出方法

#### (1)提出方法

自由民主党埼玉県支部連合会県民コメント専用フォームより提出

※ 県民コメント専用フォーム以外からの方法でのご意見のご提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

### 3 ご意見の取扱いについて

(1)ご提出いただいたご意見を考慮し、「埼玉県性の多様性に係る理解増進に関する条例(仮称)」を策定いたします。

(2)個々のご意見に対する個別回答やご提出いただいたご意見についてはご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(3)本県民コメントを通してお預かりした個人情報については、「埼玉県性の多様性に係る理解増進に関する条例(仮称)」の策定にあたってのみ使用し、使用目的以外での利用はいたしません。

(4)上記(3)について、条例案策定に際し埼玉県等関係機関へ情報提供する場合がございます。ご提出をいただいた際には関係機関への情報提供に承諾されたものとみなします。

### 4 お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

TEL 048-824-3297

FAX 048-824-3328

以上

埼玉県性の多様性に係る理解増進に関する条例（仮称） 骨子案

条	見出し	内容
1	目的	この条例は、性のあり方が男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様であり、その理解増進の緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）に係る理解増進に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性に係る施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性に係る理解増進に関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。
2	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。 (2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。 (3) パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。
3	基本理念	全ての人があらゆる場において性の多様性が尊重され、安心して生活できるよう、教育及び普及啓発、相談体制の整備、暮らしやすい環境づくりなど性の多様性に係る理解増進に関する取組が行われなければならない。
4	差別的取扱い等の禁止	① 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。 ② 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。 ③ 何人も、正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。
5	県の責務	① 県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性に係る理解増進に関する総合的な施策を実施するものとする。 ② 県は、市町村、関係団体等と連携して性の多様性に係る理解増進に関する施策を推進するものとする。
6	市町村への協力	県は、市町村が性の多様性に係る理解増進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力をを行うものとする。
7	県民の責務	県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に係る理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めるものとする。
8	事業者の責務	事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に係る理解を深め、その事業活動を行うにあたっては性の多様性に配慮した取組に努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
9	基本計画	① 県は、性の多様性に係る理解増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。 ② 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 性の多様性に係る理解増進に関する基本方針 (2) 性の多様性に係る理解増進に関する具体的施策 (3) 前二号に掲げるもののほか、性の多様性に係る理解増進に関する施策を推進するために必要な事項 ③ 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
10	啓発等	① 県は、性の多様性に関する県民の理解増進を図るため、必要な啓発、制度の周知等を行うものとする。 ② 県は、学校の授業その他教育活動において、性の多様性に関する理解増進のための教育等必要な施策を実施するものとする。 ③ 学校は、児童及び生徒に対し、性の多様性に関する理解増進のための教育又は啓発に努めなければならない。

埼玉県性の多様性に係る理解増進に関する条例（仮称） 骨子案

11	人材の育成	県は、性の多様性に係る理解増進のため、相談、助言等の支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
12	制度の整備等	県は、基本理念に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性に係る理解増進のための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。
13	体制の整備	① 県は、性の多様性に係る理解増進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。 ② 県は、性の多様性に係る県民等の相談に対応する窓口の設置等を行うものとする。
14	性の多様性への配慮	県は、基本理念に基づき、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。
15	財政上の措置	県は、性の多様性に係る理解増進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
附則	見直し	県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。